

設立趣旨

近年、顎口腔領域のインプラント医療は、生体親和性に優れた材料の開発・導入と周辺器材の融合によって飛躍的に進歩し、歯科医療の一分野として確固たる地位を占めるに至った。この技術が歯の欠損部に応用されることで、患者は天然歯に近い機能を獲得し、口腔諸機能の機能的な回復に留まらず、審美的回復までもが可能となった。

しかし、本医療がたとえ社会的に認知されても、これを享受できるのはまだ一部の国民に限られており、いまだに多くの国民がその恩恵に浴するまでには至っていない。今後は本医療を多くの国民に開放し、国民の期待に応えるべく、適応の拡大とより低価格化のための施策が急務である。加えて、歯科医療者の質と技能を高めるとともに、本医療が広く国民のものであることを周知させる啓蒙活動も必須であろう。このためIAI研究会の10年の成果を踏まえ社会の付託に応えて、ここに口腔インプラント医療のさらなる質の向上と普及のために本学会を設立する。当然のことながら、より質の高い口腔インプラントや医療技術の開発、臨床応用等も視野におき、インプラント施術の安全性が担保され、本医療が真の国民医療として認知されることを目指すものである。

活動内容

1. 学術会議の開催

年1回の学術大会を開催するほか、支部会を開催し、会員相互の学術的研鑽を図る。

2. 情報研究活動

AQBインプラントの使用状況や予後調査、各種トラブルへの対応等の最新情報の収集の他に、現在各国で実用化されている口腔インプラントや医療技術、開発中のインプラントに関する情報を随時、学会員に提供する。

3. 研究・開発

インプラントに関連する全てのハード（インプラント材料・形態、手術器具、上部構造、関連器材等）およびソフトウェア（医療技術、研修システム、医療情報等）の研究・開発を行ない、臨床評価を通して実用化を支援する。

4. 研究支援

本学会の趣旨に沿った斬新的なシステムの研究・開発、システムの改良、予後調査などに関する研究の支援を行なう。

5. 臨床支援

インプラントシステムの基礎的研修から高度の技術的修練にいたる一貫した教育を通じて、安心・安全で確実、信頼性の高いインプラントシステムの普及を図る。このために権威ある資格の認定・委嘱を行なう。

6. 普及活動

理想的なインプラント材料・形態、確実で安全性の高い手術手技と器具、審美性に優れた上部構造等を開発し、加えて国民にとって適正な価格を有するインプラント医療システムを構築し、広く世界に普及する。

7. 学術交流

国内外の関連する諸団体との交流を行なう。

8. 広報

機関誌の定期的発刊、国民への啓蒙など幅広い広報活動を行なう。

9. その他

その他、本学会の趣旨に沿った事業活動を随時行なう。

日本先進インプラント医療学会 定款

2008年1月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 本学会を、日本先進インプラント医療学会 (Japanese Society for Advanced Implant Medicine : AIM) と称する (以下、「本学会」)。

(事務局)

第2条 本学会は、事務局を東京都中央区日本橋小舟町5番7号株式会社アドバンス内に置く。

(支部)

第3条 本学会は、各都道府県に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本学会は、口腔インプラント及びこれに関連する諸分野の研究調査を行なうと共に、知識の普及を図り、もって学術の発展に寄与し、あわせて会員相互の理解と親睦を図る。さらに、インプラント医療の充実と向上に努め、国民に安心・安全で経済的に適正な歯科医療システムを構築することを目的とする。

(事業)

第5条 本学会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) インプラントに関する調査、研究及び開発
- (2) 学術大会、学術集会、研修会などの開催
- (3) 学会員へのインプラントに関連する最新情報の提供
- (4) A Q B インプラントシステムの基本手技及び先進医療技術の研修
- (5) A Q B インプラント専門医としての資格認定・指導医の委嘱
- (6) 内外の関連する学術団体との連携及び交流
- (7) 会誌、またはその他出版物の編集・刊行
- (8) 一般国民への啓蒙並びに普及活動
- (9) その他、本学会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 本学会は下記の会員により構成される。

- (1) 正会員 A Q B インプラントのユーザー及び関係者
- (2) 名誉会員 A Q B インプラントのユーザーで、本学会に対し功労があった者、又はインプラント学の発展に功績のあった者のうち理事会が承認した者
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同した個人もしくは団体

(入会)

第7条 本学会の会員になろうとする者は、本学会事務局に入会を申し出る。

(入会金及び会費)

第8条 本学会の入会金及び会費は別に定める。

(会員の特典)

第9条 本学会会員には、次の特典が与えられる。

- (1) A Q B インプラントに関する各種情報が提供される。

- (2) A Q B インプラントに関する高度な医療技術を研修会等で習得できる。
- (3) A Q B インプラントの学術大会、学術集会において研究成果や臨床症例を発表できる。
- (4) 定期的実施される試験を通して、A Q B インプラントの専門医の認定、指導医の委嘱が受けられる。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を本学会事務局に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は理事会の議決を経て除名することができる。

- (1) 本学会の名誉を著しく傷つけ、または本学会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本学会の会員としての義務に違反したとき。

第4章 組 織

(役員)

第 12 条 本学会には、次の役員をおく。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 常任理事 5 名以内
- (3) 理事 15 名程度
- (4) 監事 2 名
- (5) 評議員 100 名程度
- (6) 事務局長 1 名

(役員 の 選 出)

第 13 条 理事長、常任理事は理事の中から選出する。理事および評議員は、会員の中から理事の推薦による。選出する。また、事務局長 1 名を置く。

(役員 の 役 割)

第 14 条 理事長は本学会を代表し、会務を総理する。理事長に事故ある時は、常任理事会がその職務を代行する。また、理事は理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、職務を遂行する。

(役員 の 任 期)

第 15 条 本学会の役員任期は 2 年とし、再選を妨げない。

(大 会 長 の 選 出)

第 16 条 本学会の学術大会の開催にあたっては、理事会の承認を経て大会長を選出する。

(顧 問)

第 17 条 本学会に理事会の承認を経て監事を置く。

第 18 条 本学会に理事会の承認を経て顧問をおくことができる。

(事 務 局 長)

第 19 条 本学会の事務を処理するため、事務局長 1 名のほか、事務局員をおく。事務局長は理事長が任命し、理事会の承認を経る。

第5章 会 議

(種 別 と 構 成)

第 20 条 本学会の会議は、(常任) 理事会、評議員会、支部会および総会とする。(常任) 理事会、評議員会は理事長のもとに(常任) 理事及び評議員をもって構成し、支部会

は支部の会長のもとに正会員をもって構成する。総会は正会員をもって構成する。

(理事会)

第 21 条 理事会は、年 1 回理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めるとき、臨時理事会を招集することができる。

(理事会の定足数)

第 22 条 理事会は、理事の現在数 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席とみなす。

2 理事会の議決は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否が同数のときは、理事長の決するところによる。

(評議員会)

第 23 条 評議員会は、年 1 回理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めるとき、臨時評議員会を招集することができる。

(評議員会の定足数)

第 24 条 評議員会は、評議員の現在数 3 分の 1 以上の出席をもって成立する。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席とみなす。

2 評議員会の議決は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席評議員の過半数をもって決し、可否が同数のときは、理事長の決するところによる。

(地区会)

第 25 条 支部会は、年 1 回支部長が招集する。但し、支部長が必要と認めるとき、臨時支部会を招集することができる。

(総会)

第 26 条 総会は、年 1 回開催する。総会の議長は大会長が行なう。

(委員会)

第 27 条 本学会は、その目的達成の必要に応じ、理事会の議決を経て、委員会、小委員会を設けることができる。

(会員への通知)

第 28 条 理事会、評議員会、総会での議決事項は、本学会会誌等により全会員に通知する。

第6章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 29 条 本学会の事務局に、次の書類及び帳簿を備え付ける。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類及び帳簿

(定款の変更)

第 30 条 本定款は、理事会での議決を経て変更することができる。

(細則)

第 31 条 本定款の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

(解散)

第 32 条 本学会の解散については、理事会の議決を経なければならない。

第7章 付 則

1. 本定款は、2008年1月1日から施行する

